

平成15年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の
ため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成16年11月

地球温暖化対策推進本部幹事会

目 次

1	はじめに	1
2	政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について	2
3	その他の数量を伴う目標の実績数値等について	3
4	数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について	7
5	今後の課題等	12

(参考資料)

平成15年度における数量的目標に係る実績数値 (本府省・地方支分部局等別、各府省別)	15
---	----

平成15年度における数量的目標を含まない 具体的細目的措置の取組状況	28
---------------------------------------	----

政府の実行計画に係る取組に対する評価及び今後の課題(各府省別)	34
---------------------------------	----

政府の実行計画対象範囲一覧	55
---------------	----

平成15年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等の
ため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について

平成16年11月
地球温暖化対策推進本部幹事会

1 はじめに

地球温暖化問題は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化対策の推進を図っているところである。

特に、政府自らが率先して温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実行することが重要であることから、政府は、地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年4月9日閣議決定）に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成14年7月19日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）を策定し、また、当該計画の具体的細目的措置を定めた実施要領（平成14年7月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、これを推進してきたところである。

政府の実行計画では、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標として、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標としているほか、温室効果ガスの排出の抑制等のため、財やサービスの購入・使用等の4分野について数量的目標を含む実行すべき措置を定めており、関係府省は、これらの措置を積極的に実施し、この計画の達成に最大限努力するものとされている。

政府は、当該実行計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表することとされており、本幹事会において、毎年、関係府省の自主的な点検の成果を取りまとめることとされていることから、今般、平成15年度における政府の実行計画の実施状況を以下のとおり取りまとめた。

2 政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態について

政府の実行計画においては、当該実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成13年度比で平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とすることとしている。

平成15年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は、1,978,075トンCO₂となった。

これは、政府の実行計画の基準年度（平成13年度）における総排出量の推計（1,976,550トンCO₂）に比べ0.1%増加している。

表1.

項目	18年度目標	単位	年度	実績数値
温室効果ガスの 総排出量	13年度比で 7%削減	トンCO ₂	H13	1,976,550
			H14	1,975,035
			H15	1,978,075
				(0.1%増)

- 1 温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成14年政令第396号)に定める排出係数を用いた。
- 2 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関(平成18年度までに移行する機関も含む。)は含まない。
- 3 基準年度(平成13年度)及び平成14年度の実績数値については、一部データにおいて修正があったため、昨年度の公表時から修正を行っている。(以下表2及び参考資料の において同じ。)

3 その他の数量を伴う目標の実績数値等について

1. 総括

政府の実行計画に掲げられている温室効果ガスの総排出量以外の数量を伴う目標に関する基準年度（平成13年度）、平成14年度及び平成15年度における実績数値は、表2のとおりである。

表2.

1	項 目	18年度目標	単位	年	実績数値
1	公用車の燃料使用量	13年度比で 概ね85%以下	G J	H13	1,047,108
				H14	1,078,834
				H15	1,075,486 (2.7%増)
2	用紙類の使用量	13年度比で 増加させない	トン	H13	31,752
				H14	30,301
				H15	31,587 (0.5%減)
3	事務所の単位面積当 たりの電気使用量	13年度比で 概ね90%以下	kWh/m ²	H13	110.4
				H14	108.7
				H15	113.2 (2.5%増)
4	エネルギー供給設備等 における燃料使用量	13年度比で 増加させない	G J	H13	6,559,618
				H14	6,553,415
				H15	6,536,297 (0.4%減)
5	事務所の単位面積当 たりの上水使用量	13年度比で 90%以下	m ³ /m ²	H13	2.02
				H14	1.91
				H15	2.14 (6.0%増)
6	廃棄物の量	13年度比で 概ね75%以下	トン	H13	105,873
				H14	92,768
				H15	87,580 (17.3%減)
	可燃ごみの量	13年度比で 概ね60%以下	トン	H13	68,698
				H14	57,751
				H15	63,197 (8.0%減)

対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成18年度までに移行する機関も含む。）は含まない（以下同じ。）

G J（ギガ・ジュール）：G（ギガ）は10億倍の意味、J（ジュール）はエネルギー熱量を表す単位

2. 具体的措置ごとの実施状況

(1) 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、平成13年度比で、平成18年度までに概ね85%以下にすることに向けて努める。

平成15年度中に政府の公用車で使用された燃料の量は、1,075,486GJであり、基準年度(平成13年度)値に比べ、2.7%増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で11.7%減少、地方支分部局等で3.4%増加している。

なお、公用車については、低公害車の導入を図ることとしており、特に一般公用車については、平成14年度以降3年を目途に低公害車に切り替えることとしているが、平成16年3月末現在の各府省における低公害車の保有状況は以下のとおりである。平成13年度と比較した場合、にハイブリッド車及び低燃費自動車優遇税制認定車は大幅に増加しており、天然ガス自動車、燃料電池車も増加している。

(参考) 各府省における低公害車の保有状況(平成16年3月末現在)

府省名	電気	天然ガス	メタノール	ハイブリッド	燃料電池	低燃費自動車 優遇税制認定車	合計
内閣府	0	2	0	55	1	24	82
警察庁	0	4	0	7	0	73	84
防衛庁	0	0	0	137	0	74	211
宮内庁	0	12	0	10	0	17	39
金融庁	0	0	0	9	0	3	12
総務省	0	2	0	56	0	31	89
公正取引委員会	0	0	0	13	0	2	15
公害等調整委員会	0	0	0	2	0	0	2
法務省	0	0	0	193	0	432	625
外務省	0	1	0	20	0	16	37
財務省	8	3	0	239	0	2,948	3,198
文部科学省	0	4	0	14	0	16	34
厚生労働省	0	9	0	105	0	665	779
農林水産省	0	0	0	76	0	559	635
経済産業省	0	10	0	60	0	23	93
国土交通省	3	75	0	623	1	972	1,674
環境省	3	13	0	34	1	39	90
内閣官房	0	1	0	25	1	3	30
内閣法制局	0	0	0	2	0	4	6
人事院	0	0	0	18	0	1	19
会計検査院	0	1	0	14	0	2	17
合計	14	137	0	1,712	4	5,904	7,771

一般公用車以外の公用車を含む。

(2) 用紙類の使用量

用紙類の使用量を平成 1 3 年度比で平成 1 8 年度まで増加させないよう努める。

平成 1 5 年度中に使用された用紙類の使用量は、31,587 トンであり、基準年度（平成 1 3 年度）値に比べ、0.5% 減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で 17.8% 減少、地方支分部局等で 5.3% 増加している。

(3) 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 1 3 年度比で、平成 1 8 年度までに概ね 9 0 % 以下にすることに向けて努める。

平成 1 5 年度における事務所の単位面積当たりの電気使用量は、113.2 kWh/m² となっており、基準年度（平成 1 3 年度）値に比べ、2.5% 増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で 8.9% 減少、地方支分部局等で 3.4% 増加している。

(4) エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成 1 3 年度比で平成 1 8 年度まで増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

平成 1 5 年度におけるエネルギー供給設備等における燃料使用量は、6,536,297 GJ となっており、基準年度（平成 1 3 年度）値に比べ、0.4% 減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で 6.4% 減少、地方支分部局等で 0.2% 増加している。

(5) 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 18 年度までに 90%以下にすることに向けて努める。

平成 15 年度における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、 $2.14 \text{ m}^3 / \text{m}^2$ となっており、基準年度（平成 13 年度）値に比べ、6.0%増加している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で 30.9%減少、地方支分部局等で 9.1%増加している。

(6) 廃棄物の量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成 13 年度比で、平成 18 年度までに概ね 75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね 60%以下とすることに向けて努める。

平成 15 年度における事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）は、87,580 トンとなっており、基準年度（平成 13 年度）値に比べ、17.3%減少している。また、可燃ごみの量は、63,197 トンとなっており、基準年度（平成 13 年度）値に比べ、8.0%減少している。

本府省・地方支分部局等別では、それぞれ本府省で廃棄物の量（湿重量）が 24.7%減少（可燃ごみについては 20.6%減少）、地方支分部局等で廃棄物の量（湿重量）が 16.6%減少（可燃ごみについては 6.8%減少）している。

4 数量的目標を含まない具体的細目的措置の取組状況について

各府省においては、政府の実行計画及び実施要領に掲げられている具体的細目的措置について取組が進められているが、数量的目標を含まない具体的細目的措置について取りまとめた結果について、各分野ごとに、よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目を整理すると以下のとおりである。

(参考)よく取り組まれている項目と取組が遅れている項目の分類について

各府省において、各項目について よく実施されている(実施率が概ね8割以上)、かなり実施されている(実施率が概ね5割以上8割未満)、あまり実施されていない(実施率が概ね5割未満)、実施されていない(実施率0%)、わからない、該当しない、という6つの選択肢で各府省の各機関ごとに評価したものを、基本的に、人数比で加重計算し、全体の実施率が75%以上のものをよく取り組まれている項目、25%未満のものを取組が遅れている項目として整理した。

(1)財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

公用車について、燃料電池車の率先導入を始めとする低公害車の導入
タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行
公用車の利用の効率化
不要不急のタクシー利用の抑制
自転車の活用
電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備
再生材料から作られた文具類の使用
詰め替え可能な洗剤、文具等の使用
机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際の修繕、再使用
エネルギー供給設備の適正な運転管理
庁舎から排出される生ごみ等について、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理の実施等

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転の実施

ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)対応車載機や3メディア対応型の道路交通情報通信システム(V I C S)対応車載機の積極的な活用

用紙類の年間使用量について、部局などの適切な単位での把握

再生材料から作られた機器類や制服・作業服等の使用

H F C代替物質を使用した製品やH F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより少ない機器の導入

エアゾール製品を使用する場合の非フロン系製品の選択・使用の徹底
庁舎等の電気機械器具の廃棄等に当たってのS F 6の回収・破壊、漏洩の防止

データベースなどの活用による環境物品等の優先的な調達

容器包装の簡略化

簡易に包装された商品の選択・購入

ほ場における施肥方法の改善

(上記以外で地方支分部局でよく取り組まれている項目)

各種報告書類の大きさ等の規格の統一化

取組が遅れている項目

(特に本省で取組が遅れている項目)

笑気ガス(麻酔剤)の漏出防止の推進

(特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

ノーカーデーの設置

来庁者に対して低公害車の優先利用等の呼びかけ

(2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度)

建設業者による建設廃棄物等の適正処理の発注者としての確認

白熱灯の蛍光灯への切替え

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- 既存の建築物におけるグリーン診断の実施
- 建築資材への再生可能材料の使用
- HFCを使用しない建設資材の利用促進
- 給水装置等の末端での感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具の設置
- 庁舎等の敷地内の緑化
- 休閒地の緑化等適正な維持管理の実施
- 建設業に係る指定副産物の再生利用の促進
- 環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)の整備の推進
- エレベータ運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備の整備の推進

取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

- 太陽熱利用等を活用した設備の導入、風力発電設備の導入、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入

(上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- 既存の建築物におけるグリーン診断の実施
- 電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入
- 太陽光発電を活用した設備の導入
- 地域冷暖房等の事業が計画されている場合の参加
- 雨水の適切な利用が可能な場合における雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入
- 排水の適切な再利用が可能な場合、排水再利用設備の導入
- 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底
- 建築物の外壁面、屋上等の緑化

(3) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

よく取り組まれている項目

(本府省、地方支分部局等共によく取り組まれている項目)

- A 機器、家電製品及び照明について、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換
- 庁舎内における冷暖房温度の適正管理 (冷房の場合は 2 8 度程度、暖房の場合は 2 0 度程度) (再掲)
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止の徹底
- 夜間における照明を業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外での消灯の徹底
- 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底
- 執務室内における十分な数の分別回収ボックスの適切な配置
- コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用
- 廃棄する ○ A 機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合の適正な処理
- 物品の在庫管理の徹底、期限切れ廃棄等の防止

(上記以外で本府省でよく取り組まれている項目)

- 夏期における執務室での軽装の励行
- 利用実態に応じたエレベーターの間引き運転の推進
- 水漏れ点検の徹底
- 使い捨て製品の使用や購入の抑制
- シュレッダー使用を秘密文書の廃棄の場合のみに制限
- 植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進

取組が遅れている項目

(特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

- 給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用
- CO₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器の活用
- 簡単な手法でのトイレ洗浄水の節水の実施
- リサイクルルートの確保等の各庁舎ごとのリサイクル計画の策定等
- 食べ残し、食品残渣などの有機物質の再生利用

(4) 職員に対する研修等

取組が遅れている項目

(本府省、地方支分部局等共に取組が遅れている項目)

途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対する積極的な対応
国が主唱する環境関係の諸行事で地球温暖化対策に関する活動への職
員の積極的な参加への便宜供与
希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進めら
れるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等の必要な便宜
供与

(上記以外で特に地方支分部局等で取組が遅れている項目)

地球温暖化に関する研修の計画的な推進
職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に関する情報提供
地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参
加が図られるための便宜供与

5 今後の課題等

(1) 平成15年度における取組状況

「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」については、地方支分部局等における公用車の燃料使用量及び用紙類の使用量が増加している。

数量的目標を含まない措置については、公用車についての低公害車の導入や公用自転車の活用、再生紙など再生品や木材の活用等、全般的によく取り組まれているが、地方支分部局等においては、ノーカーダーの設置等について取組が遅れている。

「建築物の建築、管理等に当たっての配慮」については、エネルギー供給設備等における燃料使用量は基準年度比で減少しているが、事務所の単位面積当たりの電力使用量及び上水使用量は、地方支分部局等において増加している。

数量的目標を含まない措置については、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理や白熱灯の蛍光灯への切替え等、また、本府省においては、建築資材への再生可能材料の使用やエレベータ運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備の整備の推進等についてもよく取り組まれている。しかしながら、本府省、地方支分部局等共に、太陽熱利用設備の導入などの取組が進んでいないほか、特に地方支分部局等において、電力負荷平準化に資する蓄熱式空調システム等の導入、雨水の適切な留用が可能な場合における雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入、建築物の外壁面、屋上等の緑化等の取組が遅れている。

「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」については、廃棄物の量が本府省、地方支分部局等共に減少しており、よく取り組まれている。

数量的目標を含まない措置については、OA機器、家電製品及び照明について、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換やコピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収・再使用やOA機器等を廃棄する際の適正処理等は、本府省・地方支分部局等共によく取り組まれている。本府省では、夏期における軽装の励行やエレベーターの間引き運転の実施等もよく取り組まれているが、特に地方支分部局等において、簡便な手法でのトイレ洗浄用水節水や各庁舎ごとのリサイクル計画の策定等の取組が遅れている。

「職員に対する研修等」については、本府省、地方支分部局等共に、全般的に必ずしも取組が進んでいないが、特に地方支分部局等での取組の遅れが顕著である。

温室効果ガスの総排出量については、公用車における低公害車の導入、エネルギー供給設備の適切な管理等により、公用車やエネルギー供給設備等における燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量は概ね減少したものの、電気使用に伴い排出量が増加し、全体としては、平成14年度に比べて増加している。

(2) 今後の課題

平成15年度における取組状況を踏まえ、各府省においては、政府全体の目標の達成に向け、それぞれの府省において取組が遅れているものを中心に、適切な方策を講じ、積極的に取組を進める必要がある。また、今後とも、定期的の実績数値を把握できる項目について、適切な単位で、実績数値の把握及び評価等を行い、事務の執行に速やかに反映させる等きめ細かい進行管理を行うものとする。

個別の数量的目標ごとの実施状況を見ると、エネルギー供給設備における燃料使用量や廃棄物の量など、一定の取組の効果が見られる項目もあるものの、公用車の燃料使用量や事務所の単位面積当たりの電気使用量など、基準年度より後退している項目もあり、政府全体の目標の達成に向けて、より一層の取組が必要となっている。また、各府省においては、組織・規模等の大きい地方支分部局等の取組が政府全体の実績に与える影響が大きいことを認識し、本府省のみならず、地方支分部局等の取組状況についても、各府省の実情を踏まえながら、適切な対応を行っていく必要がある。

基準年度値より増加している公用車の燃料使用量、事務所の単位面積当たりの電気使用量、事務所の単位面積当たりの上水使用量については、各府省において、職員一人ひとりに各府省の状況を認識させるとともに、例えば、

- ・ 公共輸送機関の利用の奨励などによる公用車利用の効率化等による公用車の燃料使用量の削減
- ・ 昼休みや残業時における必要な箇所以外の消灯の徹底
- ・ 必要に応じて水栓への節水コマの取付け、公用車等の洗車方法や回数の見直し

など、各府省ごとの状況に応じた取組を更に強化する必要がある。

温室効果ガスの総排出量については、電力使用量の総量の伸びや一般電気事業者以外の事業者から供給される電力量の増大などを背景として、電力の使用に伴う排出量の増加傾向が過去2年間で顕著に見られるところであり、こうした傾向は今後も継続するものと考えられる。また、我が国の温室効果ガスの排出量の現状を踏まえれば、エネルギーや燃料の消費者である政府自らが率先して温室効果ガスの削減に努め、国民各階各層における削減の取組を促していくことが強く求められているところである。このため、各府省において更なる削減の取組を一層推進していくことが重要であり、例えば、

- ・建築物の規模、構造等に応じての可能な限りでの太陽光発電等の新エネルギーを活用した設備の導入
- ・官庁施設のグリーン化の一層の推進、省エネルギー設備・機器の導入、設備等の改修、運用改善の一層の徹底

などを、各府省ごとの実情を踏まえながら主体的かつ計画的に進めていく必要がある。

さらに、各府省は、本府省のみならず、地方支分部局等の職員を含め、地球温暖化に関する認識をより一層深めるため、地球温暖化に関する研修の計画的な推進や積極的な情報提供等を充実・強化する必要がある。